

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、放課後児童健全育成事業の促進及び充実に図ることを目的に、放課後児童健全育成事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する事業をいう。
- (2) 放課後児童健全育成事業者（以下、「事業者」という。） 浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第2条に定める者をいう。
- (3) 放課後児童会 実施要綱第3条に定める事業開始届を届け出た事業者により運営される放課後児童健全育成事業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人または任意団体とする。

- (1) 市が設置する放課後児童会に待機児童が発生している小学校区若しくは待機児童が発生する可能性がある小学校区の児童を受入対象として、放課後児童健全育成事業を実施すること。又は市が実施する事業の推進に効果があるものとして、市長が認めた事業を実施すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業を継続して実施する予定であること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 この補助金の対象経費及び補助金の額は別表1から別表4に定めるとおりとする。

- 2 別表1に定める事業の補助額は、補助基準額の合計と対象経費の実出費額の合計を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。
- 3 別表2から別表4に定める事業の補助額は、補助基準額の合計と対象経費の実出費額の合計を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。ただし、寄付金その他の収入額には、保護者から徴収した額は含めないものとする。
- 4 第2項及び前項において算出した補助金の額について、金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業費補助金交付申請額取りまとめ表(第2号様式)
 - (2) 放課後児童健全育成事業費補助金交付申請額内訳表(第3号様式)
 - (3) 事業実施計画書(第4号様式)
 - (4) 収支予算書(第5号様式)
 - (5) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書(補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合)
 - (6) 運営規程
 - (7) 安全計画
 - (8) 児童名簿
 - (9) 年間開所日数確認表
 - (10) 支援員指定届出書(認定資格研修受講済)(第6号様式)
 - (11) 支援員指定届出書(みなし支援員)(第7号様式)
 - (12) 補助員指定届出書(第8号様式)
 - (13) 障がい児等受入届出書(第9号様式)
 - (14) 送迎状況届出書(第10号様式) ※別表3に掲げる事業を実施する場合のみ
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの
- 2 事業者は、複数の支援の単位で放課後児童会を開設する場合は、前項第3号及び第6号から第14号の書類を支援の単位ごとに作成すること。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、規則第5条の規定により補助金交付の決定をしたときは、その旨を浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書(第11号様式)により事業者に通知する。

- 2 市長は、補助金交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件とする。

- (1) 事業者は、規則及びこの交付要綱を遵守すること。
- (2) 事業者は、補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の交付を受けた日から５年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調査に協力すること。
- (7) 事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- (8) 事業者は、規則第１７条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (9) 事業者が、補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、市長は規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (10) 放課後児童健全育成事業に従事する職員の処遇改善に努めること。

（交付の変更申請）

第７条 補助金交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じるときは、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書（第１２号様式）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更決定）

第８条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付決定通知書（第１３号様式）により通知する。

（財産の管理）

第９条 補助事業者は、規則第１９条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

２ 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

３ 補助事業者は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、１０年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、令和5年4月1日こども家庭庁告示第九号別表に定める処分制限期間を経過するまで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 財産の処分を制限する期間は、令和5年4月1日こども家庭庁告示第九号別表に定める処分制限期間とする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第11条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書(第14号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助事業の遂行の状況の報告)

第12条 補助事業者は、9月、12月及びその他市長が必要と認める月において、補助事業の遂行の状況を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書(第15号様式)に下記書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出して行うものとする。

(1) 放課後児童健全育成事業費補助金実績報告額取りまとめ表(第2号様式)

(2) 放課後児童健全育成事業費補助金実績報告額内訳表(第3号様式)

(3) 事業実施報告書(第4号様式)

(4) 収支決算書(第16号様式)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

2 補助事業者は、複数の支援の単位で放課後児童会を開設する場合は、前項第3号の書類を支援の単位ごとに作成すること。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付額確定通知書(第17号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 市長は、規則第16条第2項の規定により、5月、8月、12月及びその他市長が必要と認める月において補助金を概算払により交付するものとする。

2 補助事業者は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金概算払承認申請書(第18号様式)に資金計画表(第19号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による申請が適当であると認めた場合、補助金の概算払を承認し、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金概算払承認通知書(第20号様式)により申請した補助事業者に通知する。

4 補助事業者は、第2項の承認通知書により通知があったときは、補助金概算払請求書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消・返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正な手続きによって補助金交付を受けたものと認められるとき。

(2) 本要綱に違反したとき。

(3) 事業実施方法が不適当であると市長が認めたとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき

(5) 本要綱に定める条件を欠くに至ったときや、その他、事業を補助する必要がなくなったと市長が認めたとき。

2 市長は、補助金交付の決定の取消をする場合は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書(第22号様式)により該当する補助事業者に通知し、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせなければならない。

(補助の対象としない事業)

第17条 他の補助又は委託を受けて行う事業については、この要綱に定める補助の対象から除くものとする。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、かつ、当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又

は令和5年4月1日こども家庭庁告示第九号別表に定める処分制限期間のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（調査又は報告）

第19条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（業務遂行の指示）

第20条 市長は、規則第12条の規定により、業務遂行の指示を行うときは、補助事業者に対して書面により行うものとする。

2 補助事業者は業務遂行の指示を書面にて行われたときは、指示があった日から起算して30日以内に改善計画または報告を提出するものとする。

（補則）

第21条 補助事業者が第16条第1項の規定に該当し、かつ、著しい不正があったと市長が認める場合は、翌年度以降、補助の対象としないことができる。

（細目）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度及び令和8年度の補助金に適用する。